

「アレルギー総合診療のための分子標的治療の手引き」の利益相反事項の開示について

一般社団法人日本アレルギー学会は、「利益相反委員会」を設置し、内科系学会とともに策定した「医学系研究の利益相反（COI）に関する共通指針」に基づき、学会員のCOIの状況を公正に管理している。「アレルギー総合診療のための分子標的治療の手引き」の策定に関する委員会では、アレルギー学に関する企業・組織または団体との経済的関係に基づき、COIの状況について過去3年間（2019年1月1日～2021年12月31日）の申告を得た。

＜利益相反事項開示項目＞ 該当する場合具体的な企業名（団体名）を記載、該当しない場合は”該当なし”と記載した。

■COI自己申告項目

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額（1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上）
2. 株の保有と、その株式から得られる利益
(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有する場合)
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬（1つの特許使用料が年間100万円以上）
4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬（1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上）
5. 企業や営利を目的とした団体が作成するパンフレット、座談会記事等の執筆に対して支払った原稿料
(1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上)
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
(1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上)
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄附金
(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上)
8. 企業などが提供する寄附講座（企業などからの寄附講座に所属している場合）
＊実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上
9. その他の報酬（研究とは直接に関係ない旅行、贈答品など）(1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上)

■COI自己申告内容

一部の企業・団体名について次のように略す。企業名は2022年9月現在の名称とした。

GSK:グラクソ・スミスクライン、ノバルティス:ノバルティスファーマ

| 監修・作成WGメンバー氏名 | 開示項目 | 企業・団体名 |
|---------------|------|--|
| 海老澤元宏 | 4 | Mylan EPD |
| 永田 真 | 4 | アストラゼネカ、ノバルティス、GSK、サノフィ、鳥居薬品、杏林製薬 |
| 山口正雄 | 4 | アストラゼネカ、杏林製薬 |
| 櫻井大樹 | 4 | 大鵬薬品工業 |
| | 7 | エーザイ |
| 関谷潔史 | 4 | ノバルティス、アストラゼネカ、サノフィ、GSK、 |
| 高林哲司 | 4 | サノフィ |
| 長瀬洋之 | 4 | 杏林製薬、サノフィ、GSK、アストラゼネカ、日本ベーリンガーインゲルハイム、ノバルティス |
| | 5 | 杏林製薬、GSK |
| 中原剛士 | 4 | サノフィ、アッヴィ合同、日本イーライリリー、マルホ |
| | 7 | アッヴィ合同、サンファーマ、田辺三菱、大鵬薬品工業、鳥居薬品、マルホ |
| | 8 | マルホ |

※以下の委員については、特に申告事項なし

猪又直子、滝沢琢巳

＜組織としての利益相反＞

日本アレルギー学会の事業活動及び「アレルギー総合診療のための分子標的治療の手引き」の策定に関連して資金提供が行われた企業名を記載する。
(対象期間:2020年4月1日～2022年3月31日)

| |
|--|
| 1) 日本アレルギー学会の事業活動に関連して、資金（寄附金等）を提供した企業名 |
| 学会HPに掲載 |
| 2) 「アレルギー総合診療のための分子標的治療の手引き」策定に関連して、資金を提供した企業名 |
| 該当なし |